

鼎東保育園及び鼎幼稚園の統合と経営移管先法人の公募について

子育て支援課

「鼎地区保育所民営化研究委員会」より鼎東保育園と鼎幼稚園を統合し民営化する要望が出され、経営移管先法人の公募に向けた準備が整いつつある。

今後、準備が整った段階で公募を実施し、経営移管先法人を決定していきたい。

1. 主な経過

鼎地区では、地区内の保育園の今後のあり方を検討するため、鼎地区まちづくり委員会を中心に民生児童委員協議会、公立保育園保護者会、小中学校 P T A 等で「鼎地区保育所民営化研究委員会（以下「研究委員会」という。）」を組織した。

研究委員会では、平成 20 年度に「鼎地区における今後の保育所のあり方に関する基本の方針（以下「基本の方針」という。）」をまとめたが、他地区の先行事例を確認しながら、平成 24 年 11 月より小委員会を再開した。

小委員会では施設の老朽化が顕在化し、6 回の小委員会と 3 回の研究委員会、地域や保護者会への説明会、アンケート調査の実施等を経て、適切な園児数や園舎建替を考慮すると鼎東保育園と鼎幼稚園を統合したうえで園舎建替えを行うことを基本の方針の骨子とした。

平成 26 年 3 月に、鼎地区まちづくり委員会より「鼎東保育園と鼎幼稚園の統合及び民営化」の要望書が市長に出され、市としては、研究委員会の方針決定とまちづくり委員会の要望を尊重し、鼎東保育園及び鼎幼稚園の経営移管先選考委員会を設置し、移管に向けた準備を始めている。

2. 選考委員会の設置

飯田市立保育所経営移管先選考委員会要綱に基づき、「飯田市鼎東保育園及び鼎幼稚園の統合園経営移管先選考委員会」を設置した。

- (1) 組織 地区代表 3 名（まちづくり委員会、研究委員会、民生児童委員協議会の各代表）
保護者会代表 2 名、学識経験のある者 2 名（保育協会、税理士）、市 1 名、合計 8 名
- (2) 任務 ア 経営移管先の選考基準に関すること
イ 経営移管先の選考の実施

3. 移管先法人の対象について

- (1) 平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が完全施行されたことにより、経営移管先法人の対象は従来市の方針であった「市内で保育園等を経営する社会福祉法人等」の縛りがなくなった。

※ 飯田市の方針 現行

飯田市公立保育所民営化方針について（H18.12.19 市議会全員協議会）

3 民営化の進め方

- (3) 民営化による経営移管先法人は、地区で社会福祉法人等を新設する場合はその法人に経営移管することを原則とし、それ以外の場合は市内で保育所或いは幼稚園を経営する社会福祉法人又は学校法人に対して公募し、応募してきた社会福祉法人等をその保育園ごとに設置した選考委員会で選考して決定することになる。



※ 飯田市の方針 変更後

- (3) 民営化による経営移管先法人は、地区で社会福祉法人等を新設する場合はその法人に経営移管することを原則とし、それ以外の場合は公募し、児童福祉事業に熟意をもち、地域や市と協力して保育にあたることのできる者をその保育園ごとに設置した選考委員会で選考して決定する。

- (2) 「市内で保育所或いは幼稚園を経営する社会福祉法人又は学校法人」としていた応募資格を外すこととなるが、選考にあたっては、保育園ごとに設置した選考委員会が地域の实情にあった選考基準を定め選考を実施することになるので、地域や保護者の保育に対する期待や考え方を反映できるものとする。

4. 今後の予定

- (1) 選考委員会で準備が整った後、以下の予定で公募及び説明会を実施する。
- ・公募予定 平成 28 年 1 月～2 月の間の概ね 1 ヶ月間
 - ・現地説明会予定 平成 28 年 1 月
- (2) 経営移管予定 法人決定（平成 28 年 3 月予定）後、1 年ないし 2 年の引継ぎ保育を経て、平成 29 年または平成 30 年 4 月に経営移管予定
- (3) 経営移管先法人決定後、法人及び地元と移管時期や移管方法、施設整備について調整を実施していく。